

島本町教育委員会 会議録（令和4年第9回 定例会）

日 時	令和4年8月19日（金） 午前10時45分 ～ 午前11時30分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、森田美佐教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、南田篤志次長兼子育て支援課長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）佐々木淳平課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課） （生涯学習課）
委 員 及 び 事務局職員	
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第22号議案 令和5年度使用小学校教科用図書の採択について 第23号議案 令和5年度使用中学校教科用図書の採択について 第24号議案 令和3年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について 第25号議案 令和4年度教育費補正予算（案）について 第26号議案 令和5年度教育特例校の廃止及び授業時数特例校の新規指定について
議 決 事 項	第22号議案、第23号議案、第24号議案、第25号議案、第26号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者4名

教育長

本日、出席者は5名です。

定数を満たしておりますので、令和4年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

それでは、第22号議案「令和5年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第22号議案「令和5年度使用小学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

小学校の教科用図書につきましては、令和元年度に採択が行われ、採択結果に基づき、令和2年度から新しい教科用図書が使用されております。来年度の令和5年度に使用する小学校教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」に基づき、来年度も今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたしたく、「図書一覧」を掲載しております。

資料の3ページを御覧ください。

また、学校教育法附則第9条関係教科用図書は、支援学級の児童が通常使われている教科書を使用できないと認定された場合に使用し、副教材として対応するものです。なお、令和5年度につきましては、現時点で使用する予定の児童がいないことから、必要に応じて採択するものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第23号議案「令和5年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第23号議案「令和5年度使用中学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

中学校の教科用図書につきましては、令和2年度に採択が行われ、採択結果に基づき、令和3年度から新しい教科用図書が使用されております。来年度の令和5年度に使用する中学校教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」に基づき、来年度も今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたしたく、「図書一覧」を掲載しております。

資料7ページを御覧ください。

また、学校教育法附則第9条関係教科用図書は、支援学級の生徒が通常使われている教科書を使用できないと認定された場合に使用し、副教材として対応するものです。なお、令和5年度につきましては、現時点で使用する予定の生徒がいないことから、必要に応じて採択するものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長 これより本案に対する質疑を行います。
質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第24号議案「令和3年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第24号議案「令和3年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について」、御説明申し上げます。

点検・評価に係る結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき行うものでございます。

具体的にどのような形で点検・評価を行うかは、各教育委員会の独自性に委ねられております。本町におきましては、毎年度末に、翌年度の「教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」を定めているため、この重点目標の項目ごとに「点検・評価シート」を作成し、具体的な取組状況を点検の上、評価を行っております。

また、点検・評価の実施に当たりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」こととなっているため、学校教育関係については今回新たに同志社女子大学の吉永紀子准教授から、生涯学習関係については昨年度に引き続き京都ノートルダム女子大学の岩崎れい教授から助言を頂いております。

頂いた助言等につきましては、今後の教育・保育に係る施策や重点目標の設定に当たりまして、現行施策の見直しを含めて検討し、反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

作成しました点検・評価結果報告書につきましては、町議会9月定例会議における報告の後、町ホームページを通じて住民の皆様にも公

表する予定としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

資料45ページの今後の課題の③に、「GIGAスクール構想に基づき、児童・生徒一人一人に、個別最適化された学習環境を提供できるよう、更なる機器の整備を進めるとともに、運用、授業での活用等を進めていく必要がある。」というように書かれてありますが、今、小・中学校の現場でこんな事例があるというようなことが、学校の中で共有されているのか、あるいは、その場でとどまっているのか、現状を教えてくださいたいです。

教育推進課長

各小・中学校におけるICTの活用についての共有状況でございますが、今年度から各小・中学校におきまして、各学校にICTの連絡会の設置を指示しており、その中で各学年の活用状況であったり、課題等を共有して、一定の解決を図る、また、そこで解決できないところは、教育推進課に意見を頂いたり、研修等で学んだりというような体制を作っております。

教育長

具体的な事例があればということで、私が経験した限りでは、機器が導入されていない時は、授業の中で個人の感想・意見を全体のものにするのが難しかったんですが、今は打ち込めば、正面スクリーンに全体の意見が映る利点もあり、どの教室を見ても機器を自然に使っているような雰囲気がします。あと、児童・生徒ではないのですが、校内研修の場で、ソフトによっては付箋を貼るような形のものがあ、小グループで話し合うときも、ほかの人の書き込みが分かるんですね。自分がAさんと同じ意見なら、そこに自分の付箋を貼ることもできます。また、研究授業の協議会の最後には、先生たちが付箋を貼った授業に対する感想がスクリーンに映り、それを見ながら講師が指導・助言をされ、そのような活用がされております。今後、カリキュラムマネジメントと連携させながら、機器の活用を検討してまいりたいと思っております。

ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第25号議案「令和4年度教育費補正予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第25号議案「令和4年度教育費補正予算(案)について」、御説明申し上げます。

議案資料の65ページをお開きください。

まず、歳入でございます。上段の表を御覧ください。

節(説明)の欄の1行目、教育総務費補助金、スクールサポートスタッフ配置事業費補助金280万7,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業の一つとして、小・中学校に配置する校務員に係る補助金が本年度も交付決定されたことによるものでございます。

その下の過年度国庫支出金、過年度幼稚園費国庫負担金96万7,000円及び過年度府支出金、過年度幼稚園費府負担金61万8,000円の増額につきましては、令和3年度分及び令和2年度分の各種負担金の実績確定に伴う追加交付によるものでございます。

続きまして、66ページをお開きください。

次に、歳出でございます。上段の表を御覧ください。

1行目の事務局費、一般事務事業、役務費、通信運搬費116万5,000円、その下の学校管理費(小学校費)、学校管理事業、役務費、通信運搬費171万1,000円、その2行下の小学校施設改善事業、工事請負費124万7,000円、その2行下の学校管理費(中学校費)、学校管理事業、役務費、通信運搬費85万6,000円及びその2行下の中学校施設改善事業、工事請負費939万円のうち62万3,

000円の増額につきましては、教育委員会事務局と各小・中学校との間で、インターネットから分離した独自のネットワーク、いわゆる閉域網を整備することによるものでございます。

続いて、上から3行目、学校管理費（小学校費）、学校管理事業、委託料、電算関連委託料613万4,000円及びその4行下の学校管理費（中学校費）、学校管理事業、委託料、電算関連委託料307万2,000円の増額につきましては、小・中学校において出退勤システムを導入することによるものでございます。なお、この出退勤システムは、先ほど説明しました閉域網において使用することを予定しています。

続いて、上から5行目、学校管理費（小学校費）、小学校施設改善事業（施策分）、委託料、工事関連委託料110万円及びその4行下の学校管理費（中学校費）、中学校施設改善事業（施策分）、委託料、工事関連委託料110万円の増額につきましては、老朽化した第一小学校及び第二中学校の高架水槽を改修するため、その実施設計業務を委託することによるものでございます。

続いて、下から2行目、学校管理費（中学校費）、中学校施設改善事業、工事請負費939万円のうち876万7,000円の増額につきましては、老朽化した第一中学校の放送設備を改修することによるものでございます。

次に、債務負担行為でございます。下段の表を御覧ください。

今回、債務負担行為として、新たに2件設定しております。

設定理由としましては、2件とも、令和5年4月1日から各システムを使用できるよう、令和4年度中に契約を締結する必要があるためでございます。その他設定期間等については、記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

出退勤システムの導入があると思うんですけど、具体的には、どのような出退勤管理の仕組みになっているのでしょうか。

教育総務課参事 想定しております出退勤システムにつきましては、現状の課題で言いますと、学校の方では教職員の適正な労働時間の確認・把握・記録のために、出勤時間・退勤時間を把握するためのタイムレコーダーを導入しております。時間の記録はするんですけども、その他休暇等の管理は、紙媒体で行っているという状況であります。本町の職員につきましては、休暇等の管理も全てシステムで行っております。学校の方でも同様に全ての勤退管理をシステムの中で完結するようにいたしまして、紙媒体での管理をなくすようなシステムの導入を進めようとしております。

教育長 ほかにございませんか。

教育委員 先ほどの質問と関連してなのですが、出退勤システムの委託料としてお支払いするものと、債務負担行為のところにもう一度出退勤の使用料とがあるのですが、これは使用するのに毎年掛かっていくものなのか教えていただきたいです。

教育総務課参事 今回9月補正で今年度の予算として上げさせていただくのは、導入に係る費用で、イニシャルコストのような1回限りの導入費になっております。今後、令和5年4月からは、本格的運用として始める予定なのですが、それについては、システムのクラウド上の使用料を想定しております。令和5年4月からは、毎年度使用料という形で掛かっていくランニングコストというところで、債務負担行為に計上させていただきます。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

教育総務課長 当初の日程では以上をもちまして終了なのですが、本日恐れ入ります

すが、先ほどの総合教育会議に関連しまして、追加議案を1件提出したいと存じますので、よろしくお取り計らいくださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

教育長 それではお諮りします。ただ今事務局から追加議案の提出がありました。これを議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、追加議案1件につきまして、追加議事第1として議題とすることといたします。

それでは、議案資料を配布してください。

（議案資料配布）

教育長 それでは、第26号議案「令和5年度教育特例校の廃止及び授業時数特例校の新規指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第26号議案「令和5年度教育特例校の廃止及び授業時数特例校の新規指定について」御説明させていただきます。

資料の1ページ左側上段の①を御覧ください。

本町では、平成18年度から、国の制度を活用して、英語教育の充実を図ってまいりました。具体的に令和4年度で申し上げますと、小学校1・2年生で「生活科」を年間20時間削減し、早い段階から英語に触れられるよう、「外国語活動」を小学校1年生で年間34時間、小学校2年生で年間35時間新設しております。

また、中学校では、1年生から3年生まで全学年において、「総合的な学習」を年間35時間削減し、ALTとの会話を主とした「英語C」を年間35時間ずつ新設しております。

結果として、右側上段②のように、本町では、中学校卒業時に英検3級相当以上の英語力を持つとされる生徒が全国平均を大きく上回り、大阪府内で実施されるチャレンジテストにおいても、府平均を上回る成績を維持しております。アンケート調査においても肯定的回答の数値は高く、教育課程特例校制度を導入した成果の一つと言えます。

次に、資料の2ページ、左下③を御覧ください。

令和3年度から取り組んでおります「みづまろキッズプラン3か年計画」において、令和5年度は、全小学校の1・2年生で、スタート

カリキュラム（案）を試行します。そのために、これまで続けてきた教育課程特例校制度を取り下げ、新たに授業時数特例校制度を活用していきたいと考えております。

授業時数特例校制度とは、学年ごとに定められる教科等の授業時数について、総枠としての授業時数は維持した上で、1割を上限として教科間の授業時数を増減させるもので、この制度の活用により教科横断的視点に立った資質能力の育成や、探究的な学習活動の充実に資する教育課程の編成ができるものでございます。

右側②の「授業時数特例校制度前後の小・中学校年間授業時数」を御覧ください。

令和5年度において、小学校1・2年生の「国語科」を年間20時間削減し、「生活科」に年間20時間上乘せします。この上乘せした「生活科」の20時間でスタートカリキュラム（案）を試行施行してまいりたいと考えております。

表におきましては、指定前、これは令和4年度の本町の取組でございしますが、教育課程特例校制度によって、「生活科」を20時間削減しておりますことから、指定後と比較しますと40時間増となっております。

中学校においては、1年生から3年生までの全学年の「英語C」年間35時間の時間を、元の「総合的な学習」に戻すため、年間35時間が増えている形となっております。

次に、再度、資料の1ページを御覧ください。④の「外部人材等の活用について」でございします。令和4年度年間でALTが各校園所に配置される回数は、御覧のとおりです。

令和5年度の案としましては、小学校1・2年生においては、異文化コミュニケーションの入口としての役割を重視するため、ALTとの体験活動を引き続き実施していくこと、中学校については、対面でもやり取りできる実用的な英語能力を育成するために、個人の発話量をより増やすことを目的に、オンライン英会話やALT配置等を含め、検討してまいります。

いずれにしましても、これまで本町は、英語教育を推進していくに当たり、教育課程特例校制度を活用してまいりましたが、その旗を降

ろし、令和5年度からみづまるキッズプランを推進していくために授業時数特例校制度を活用してまいりたいと考えております。

本町の教育にとっては大きな転換でありますことから、今後、保護者を始め、地域の皆様にも丁寧な説明を行い、理解いただけるよう努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

外国語の教育がなくなるということなのですが、中学校1年生から3年生までグループ学習としてオンラインとかを入れていく構想が残っているのですが、これに掛かる予算は、どのくらい見込んでおられるのか教えてください。

教育推進課長

この予算につきましても、令和4年度のALTに関わる予算の中で考えております。具体的な金額に関しましては、今後検討してまいります。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和4年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。